

旧姓使用申請手続等について

公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員は、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁その他事由により戸籍簿に記載された氏に変更があるとき、次の申請手続により婚姻等による変更前の氏を業務の遂行において使用することができます。

また、準会員は、同様の申請手続により、本会の準会員と称する際に婚姻等による変更前の氏を使用することができます。

申請書類

旧姓使用申請書（様式第1号又は様式第8号）

添付書類：旧姓が記載されている戸籍（除籍）抄本又は登録原票記載事項証明書
（協会受付日前3か月以内に発行されたもの。）

※申請書の氏名欄は、登録名簿上の戸籍名を記載してください。

ただし、旧姓使用申請者で、登録名簿の氏名を戸籍上の姓に変更していない場合には、申請者欄には変更前の登録名簿の氏名を記載し、変更登録申請書も提出してください。

旧姓使用に当たっての留意事項

- ・ 旧姓とは、旧姓使用を申請する公認会計士等の戸籍簿に記載されたことのある氏で本人が選択したものをいい、直前の氏や、公認会計士等として登録されたことのある氏に限られていません。
- ・ 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員が旧姓使用の許可を得た後には、法令等に別段の定めのある場合を除き、業務の遂行において常に旧姓を使用しなければなりません。そのため、旧姓使用の申請をする際には事前に勤務先の下承を得る必要があります。
- ・ 旧姓使用が認められても開業登録及び変更登録の申請は、登録名簿が戸籍名であることから戸籍名で申請することになります。
- ・ 監査報告書等の署名、事務所看板、名刺、名前入り封筒等は、旧姓を使用することになります。
- ・ 旧姓が使用できるのは、旧姓使用許可通知書に記載された許可年月日からとなります。
- ・ 旧姓使用の許可を得た後に、旧姓名と戸籍名とを随時使用するなど旧姓使用に支障があるときは、登録審査会の審査を経て、旧姓使用の許可を取り消す場合があります。
- ・ 本会からの事務所又は自宅に送付される郵送物等は全て旧姓名となります。特に、ご自宅を送付先とされている場合、郵便物等が旧姓名で届くかご確認ください。
- ・ 一般サイト「公認会計士等検索」及び会員マイページ「会員・準会員検索」は、旧姓のみの表記となります。
- ・ 離婚等により戸籍上旧姓に戻った場合には、直ちに、旧姓使用を廃止する必要があります。
- ・ 会計士補又は準会員から公認会計士に資格変更した場合は、再度旧姓使用の許可を得る必要があります。

以 上

旧姓使用に関する細則

(旧姓使用)

第1条 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員（以下「公認会計士等」という。）並びに準会員（会則第5条第2項第2号及び第5号の準会員を除く。以下同じ。）は、婚姻、離婚、養子縁組又は離縁その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍簿に記載された氏に変更があるときは、法令等に別段の定めのある場合を除き、本会の承認を受けて、婚姻等による変更前の氏（以下「旧姓」という。）を公認会計士等の業務又は本会の準会員と称する際に使用することができる。

2 前項に規定する旧姓は、戸籍簿に記載されたことのある氏で、旧姓使用を希望する公認会計士等又は準会員が選択したものとし、直前の氏や、公認会計士等として登録されたことのある氏に限らない。

(旧姓使用申請)

第2条 旧姓使用を希望する公認会計士等又は準会員は、戸籍簿上の氏及び使用する旧姓を記載した旧姓使用申請書を本会に提出して、旧姓使用の許可の申請（以下「旧姓使用申請」という。）をしなければならない。

2 旧姓使用申請書には、旧姓が記載されている戸籍（除籍）抄本又は登録原票記載事項証明書（外国人登録済証明書）を添付しなければならない。

3 旧姓使用申請書の様式は、別に定める。

(旧姓使用申請の受付)

第3条 本会は、旧姓使用申請があったときは、所定の受付簿に所要の事項を記載する。

(旧姓使用申請に係る審査等)

第4条 旧姓使用申請に係る審査は、登録審査会が行う。

2 前項の規定にかかわらず、旧姓使用申請が準会員に係るものである場合は、当該旧姓使用申請に係る審査を専務理事に行わせることができる。

3 本会は、登録審査会（前項の規定の適用がある場合にあっては専務理事）が旧姓使用を許可することが相当であると認めたときは、当該申請者の旧姓使用を許可するものとし、当該申請者に係る公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿、特定社員名簿又は準会員登録名簿（以下「登録名簿」という。）の備考欄に、使用する旧姓、許可年月日その他必要な事項を記載する。

4 本会は、前項の規定により旧姓使用を許可し、登録名簿への記載をしたときは、当該申請者にその旨を通知する。

(旧姓使用者の義務)

第5条 前条第3項の規定により旧姓使用について登録名簿に記載された公認会計士等は、法令等に別段の定めのある場合を除き、公認会計士等の業務の遂行上、常に旧姓を使用しなければならない。

(旧姓使用廃止申請)

第6条 旧姓使用を廃止しようとする者は、本会所定の旧姓使用廃止申請書に戸籍抄本を添えて、これを本会に提出し、旧姓使用の廃止の許可の

申請（以下「旧姓使用廃止申請」という。）をしなければならない。

(旧姓使用廃止申請に係る審査等)

第7条 旧姓使用廃止申請に係る審査は、登録審査会が行う。

2 第4条第2項の規定は、旧姓使用廃止申請について準用する。

3 本会は、登録審査会（前項の規定において準用する第4条第2項の規定の適用がある場合にあっては専務理事）が旧姓使用の廃止を許可することが相当であると認めたときは、当該申請者の旧姓使用の廃止を許可するものとし、登録名簿の備考欄の旧姓使用に係る記載を抹消するとともに、登録名簿及び第3条の受付簿に廃止の許可年月日その他必要な事項を記載する。

4 本会は、前条の規定により旧姓使用の廃止を許可し、登録名簿への記載をしたときは、当該申請者にその旨を通知する。

(旧姓使用の許可の取消し)

第8条 本会は、旧姓使用を許可した後において、当該旧姓使用に支障があると認めたときは、登録審査会の審査を経て、当該旧姓使用の許可を取り消すことができる。

2 本会は、前項の規定により旧姓使用の許可を取り消したときは、当該公認会計士等又は準会員に対し、理由を付して通知する。

(記載事項の証明)

第9条 公認会計士等及び準会員並びにこれらであった者（以下「証明申請者」という。）は、本会に対し、当該証明申請者に係る旧姓使用の許可を証する書面（以下「証明書」という。）の交付を求めることができる。

2 証明書に記載する事項は次のとおりとし、その様式は別に定める。

(1) 旧姓使用が許可されている、又は許可されていた旨

(2) 戸籍簿上の氏名

(3) 使用する、又は使用していた旧姓

(4) 生年月日

(5) 住所

(6) 登録番号又は準会員番号

(7) 旧姓使用の許可年月日

3 証明書の交付を求めようとする証明申請者は、本会所定の旧姓使用許可証明交付願に、証明書1通につき1,000円の手数料を添えて、これを本会に提出しなければならない。

4 旧姓使用許可証明交付願には、その使用目的、提出先その他所要の事項を記載しなければならない。

5 証明書の発行は、専務理事が行う。

6 本会は、証明書を交付したときは、所要の事項を第3条の受付簿に記載する。

附 則

この細則は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。



様式第 1 号

No. _____

年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

登録年月日 年 月 日
登録番号第 号
氏 名 ㊟

公認会計士
会 計 士 補 旧姓使用申請書
外国公認会計士
特 定 社 員

「旧姓使用に関する細則」第2条の規定により、下記のとおり旧姓を使用したい
ので、所定の書類を添えて申請いたします。

記

(ふりがな)

〔戸籍上の姓〕 _____

(ふりがな)

〔使用する旧姓〕 _____

添付書類

(注) 申請者欄には戸籍上の姓を記載し、標題の該当する資格を○で囲むこと。

※ 日付は和暦でご記載ください。

※ 旧姓使用の申請の際に、登録名簿の氏名を戸籍上の姓に変更していない場合には、申請者欄には変更前の登録名簿の氏名を記載してください。

※ 旧姓使用の許可を得た後には、法令等に別段の定めのある場合を除き、業務の遂行において常に旧姓を使用しなければなりません。なお、本会からの郵送物等は全て旧姓名となります。

※ 添付書類は、協会受付日前3か月以内に発行されたものをご提出ください。



様式第 4 号

No. _____

年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

登録年月日 年 月 日
登録番号第 号
氏 名 ㊞

公認会計士
会 計 士 補 旧姓使用廃止申請書
外国公認会計士
特 定 社 員

「旧姓使用に関する細則」第 6 条の規定により、旧姓の使用を廃止したいので、
所定の書類を添えて申請いたします。

記

(ふりがな)
〔今 後 使 用
する戸籍上の姓〕

(ふりがな)
〔従来使用していた
業務上の旧姓 〕

添付書類

(注) 申請者欄には戸籍上の姓を記載し、標題の該当する資格を○で囲むこと。

- ※ 日付は和暦でご記載ください。
- ※ 旧姓使用廃止の申請の際に、登録名簿の氏名を戸籍上の姓に変更していない場合には、申請者欄には変更前の登録名簿の氏名を記載してください。
- ※ 旧姓使用廃止の許可を得た後には、法令等に別段の定めのある場合を除き、業務の遂行において常に本籍上の姓を使用しなければなりません。なお、本会からの郵送物等は全て本籍名となります。
- ※ 添付書類は、協会受付日前 3 か月以内に発行されたものをご提出ください。



様式第 6 号

年 月 日

日本公認会計士協会 御中

(申請者)

住 所

氏 名



公認会計士

会 計 士 補

旧姓使用許可証明交付願

外国公認会計士

特 定 社 員

下記の者が、次のとおり旧姓使用を許可されていることをご証明願います。

使用目的

提出先

記

1. 被証明者の戸籍上の氏名 ○ ○ ○ ○

年 月 日 生

2. 被証明者が業務上使用する旧姓

3. 住 所

4. 登 録 番 号 第 号

※ 日付は和暦でご記載ください。



様式第 8 号

No. _____

年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

(申請者)

入会年月日 年 月 日

準会員番号 第 号

氏 名 ⑩

準会員旧姓使用申請書

「旧姓使用に関する細則」第 2 条の規定により、下記のとおり旧姓を使用したいので、
所定の書類を添えて申請いたします。

記

(ふりがな)

〔戸籍上の姓〕 _____

(ふりがな)

〔使用する旧姓〕 _____

添付書類

(注) 申請者欄には戸籍上の姓を記載すること。

- ※ 日付は和暦でご記載ください。
- ※ 旧姓使用の申請の際に、登録名簿の氏名を戸籍上の姓に変更していない場合には、申請者欄には変更前の登録名簿の氏名を記載してください。
- ※ 旧姓使用の許可を得た後には、法令等に別段の定めのある場合を除き、業務の遂行において常に旧姓を使用しなければなりません。なお、本会からの郵送物等は全て旧姓名となります。
- ※ 添付書類は、協会受付日前 3 か月以内に発行されたものをご提出ください。

様式第 10 号

No. _____

年 月 日

日本公認会計士協会会長 殿

(申請者)

入会年月日 年 月 日

準会員番号 第 号

氏 名 ⑩

準会員旧姓使用廃止申請書

「旧姓使用に関する細則」第 6 条の規定により、旧姓の使用を廃止したいので、所定の書類を添えて申請いたします。

記

(ふりがな)

〔今後使用する戸籍上の姓〕 _____

(ふりがな)

〔従来使用していた旧姓〕 _____

添付書類

(注) 申請者欄には戸籍上の姓を記載すること。

- ※ 日付は和暦でご記載ください。
- ※ 旧姓使用廃止の申請の際に、登録名簿の氏名を戸籍上の姓に変更していない場合には、申請者欄には変更前の登録名簿の氏名を記載してください。
- ※ 旧姓使用廃止の許可を得た後には、法令等に別段の定めのある場合を除き、業務の遂行において常に本籍上の姓を使用しなければなりません。なお、本会からの郵送物等は全て本籍名となります。
- ※ 添付書類は、協会受付日前 3 か月以内に発行されたものをご提出ください。



様式第 12 号

年 月 日

日本公認会計士協会 御中

(申請者)

住 所

氏 名

印

準会員旧姓使用許可証明交付願

下記の者が、次のとおり旧姓使用を許可されていることをご証明願います。

使用目的

提出先

記

1. 被証明者の戸籍上の氏名

年 月 日 生

2. 被証明者が使用する旧姓

3. 住 所

4. 準会員番号 第 号

※ 日付は和暦でご記載ください。